

附 則

- 1 この通知は、令和３年１月28日から施行する。ただし、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は令和２年以降に発生した災害について適用する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。ただし、第11の規定は、この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱第５に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- この通知は、令和４年７月５日から施行する。

別 紙

別表（第2及び第8関係）

事業	事業細目	補助率
(1) 農業用施設災害関連事業	災害関連工事	工事費の50/100（沖縄県にあっては60/100、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「特別財政援助法」という。）第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100（沖縄県にあっては60/100）に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	ため池災害関連特別対策工事	工事費の50/100（特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	特殊地下壕対策に関する工事	工事費の50/100
(2) 農地災害関連区画整備事業		工事費の50/100（農業用施設に係る部分については特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあっては50/100に同条第2項の規定により算出された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(1) (2)及び(3)の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の50/100 (2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る市町村等の集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）と当該集落排水施設の損害により当該市町村等に支払われる保険金額の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日

事業	事業細目	補助率
		の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあっては、工事費の80/100 なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。 (3) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第3条第1項に基づき、同項第7号に定める集落排水施設の災害復旧事業について補助する場合は、同条第3項により算定された率とする。
	営農飲雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事 情報基盤施設復旧工事	(1) (2)の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の50/100 (2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計(災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年2構改D第239号)第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。)が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度(災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土

事業	事業細目	補助率
		木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10%以上（激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上）である場合にあっては、工事費の80/100 なお、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率（2）の適用については、同法第19条の規定の例による。
(4) 災害関連緊急地すべり等防止事業		当該事業に要する経費の1/2又は2/3（渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するもの）
(5) 地すべり等防止施設補修事業		当該事業に要する経費の1/3
(6) 地すべり防止施設災害関連事業		当該事業に要する経費の1/2（ただし、特別財政援助法第3条第1項第2号に規定する事業にあっては1/2に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第8条第1項の規定により算定された割合を加えた率とする。）
(7) 東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業	農用地災害復旧関連区画整理事業及び土地改良施設災害復旧関連事業 都道府県が行うもの	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号。以下「特例法」という。）

事業	事業細目	補助率
	市町村が行うもの	第6条第2号に定める額 特例法第6条第4号に定める額
(8) 農村地域防災減災事業		
ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	b ため池整備事業 (a) ため池総合整備工事 a) 地震・豪雨対策型 大規模 小規模	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100、奄美群島にあっては70/100） 工事費の50/100（中山間地域（ただし、指定棚田地域については、当該地域を含む市町村の直近の財政力指数が0.5を超える場合は、当該地域のみに限る。以下(8)の事業において同じ。）にあっては、55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	b) 一般整備型 大規模	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100、奄美群島にあっては70/100）

事業	事業細目	補助率
	小規模	美群島にあつては70/100) 工事費の50/100（中山間地域にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	c) 長寿命化型	工事費の50/100（中山間地域にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	(b) ため池群整備工事	
	大規模	工事費の55/100（離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては70/100)
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和7年度までに採択する場合にあつては定額補助)
	c 用排水施設等整備事業	
	(a) 湛水防除事業	
	大規模	工事費の55/100
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあつては55/100)
	(b) 地盤沈下対策事業	
	大規模	工事費の55/100（ただし、都道府県が工事費の34/100以上を負担する場合に限る。）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあつて

事業	事業細目	補助率
	(c) 用排水施設整備事業 大規模 小規模 (d) 鉋毒対策事業 (e) 実施計画策定等	は55/100) 工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100） 調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	d 農地保全整備事業 (a) 農地侵食防止工事 都道府県が行うもの 市町村が行うもの	(1) 工事費の50/100（シラス対策にあっては55/100、離島にあっては52/100、沖縄県にあっては80/100） (2) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合は工事費の45/100（北海道、離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100） (3) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合は工事費の50/100（沖縄県にあっては80/100） (4) 併せ行う関連工事のうち農村地域防災施設整備工事にあっては工事費の50/100 (1) 工事費の50/100（沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100） (2) 併せ行う関連工事にあっては工事費の45/100（北海道及び離島にあっては55/100）

事業	事業細目	補助率
	土地改良区等が行うもの	ては50/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100) (1) 工事費の50/100（シラス対策にあっては55/100、北海道及び離島にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100) (2) 併せ行う関連工事にあつては工事費の45/100（北海道及び離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100)
	(b) 農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	各工事について、土地改良法第87条第1項に規定する土地改良事業計画書に基づく総事業費（事務費を除く。以下「総工事費」という。）のうち当該各工事ごとの工事費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額の総工事費に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。以下「総合補助率」という。） (1) 農地侵食防止工事にあつては事業細目の欄の農地侵食防止工事の補助率 (2) ほ場整備の工事にあつては、工事費の45/100（沖縄県を除き当該工事によって形成されるほ場のうちその区画の面積が30アール以上であるものの面積の合計が当該工事の受益面積の3分の2未満の場合は工事費の40/100、沖縄県にあっては75/100) (3) 畑地かんがいの工事にあつては工事費の50/100（沖縄県にあっては80/100） (4) 農地開発の工事にあつては工事費の50/100
	(c) 農地機能保全対策工事	工事費の50/100
	(d) 特殊自然災害対策工事	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100)

事業	事業細目	補助率
	(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	e 地域防災機能増進事業	
	(a) 土地改良施設豪雨対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては、55/100）
	(b) 土地改良施設耐震対策事業	
	大規模	工事費の55/100（沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	(c) 農道防災対策工事	
	大規模	工事費の55/100（沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	(d) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	f 農業用河川工作物等応急対策事業	
	(a) 農業用河川工作物応急対策事業	
	大規模	工事費の55/100（奄美群島にあっては70/100）
	小規模	

事業	事業細目	補助率
	都道府県及び市町村が行うもの	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、奄美群島にあっては2/3）
	土地改良区等が行うもの	工事費の50/100（離島を除く中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、奄美群島にあっては75/100）
	(b) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	g 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては、55/100）。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	h 水質保全対策事業	
	(a) 農業用排水施設整備	
	大規模	工事費の55/100（沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）
	(b) 水質保全施設整備	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）
	(c) 支援事業	工事費及び調査費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3。ただし、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費にあっては

事業	事業細目	補助率
	(d) 耕土流出施設整備 (e) 実施計画策定	定額補助) 沖縄県にあっては工事費及び調査費の75/100、奄美群島にあっては工事費及び調査費の2/3 調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	i 公害防除特別土地改良事業 (a) 事業区分1及び2 (b) 事業区分3 (c) 事業区分4 かんがい施設の新設、管理、廃止又は更新に係る事業 農地につき行うほ場整備事業 農道整備に係る事業 農地につき行う暗渠排水事業	工事費の55/100（区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあっては50/100、公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額とする。） 工事費の55/100（原因が鉱業の事業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあっては50/100、区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあっては50/100） 50/100 45/100（離島にあっては、50/100） 45/100（北海道及び離島にあっては、50/100） 40/100（北海道及び離島にあっては、50/100）

事業	事業細目	補助率
	(d) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	j 地すべり対策事業	
	(a) 地すべり防止工事	当該事業に要する経費の1/2（沖縄県にあっては60/100）
	(b) ぼた山崩壊防止工事	当該事業に要する経費の1/2
	(c) 関連事業	当該事業に要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費（地すべり等防止法施行令第16条に定める補助率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の10分の10
	(d) 地すべり防止施設長寿命化対策工事	当該事業に要する経費の1/2（沖縄県にあっては60/100）
	(e) 施設長寿命化計画策定	調査・調整費の 50/100
	k 防災重点農業用ため池緊急整備事業	
	(a) ため池総合整備工事	
	a) 地震・豪雨対策型	
	大規模	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いもの（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。以下(8)

事業	事業細目	補助率
		の事業において同じ。)) にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	b) 一般整備型	
	大規模	工事費の55/100（離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては70/100)
	小規模	工事費の50/100（中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものにあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	(b) ため池群整備工事	
	大規模	工事費の55/100（離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては70/100)
	小規模	工事費の50/100（中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものにあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)
	(c) 実施計画策定等	
	a) 劣化状況評価	定額補助
	b) 地震耐性評価	定額補助
	c) 豪雨耐性評価	定額補助
	d) ため池緊急防災対策情報整備	定額補助
	e) 実施計画策定	定額補助

事業	事業細目	補助率
	f) ため池群調査計画策定	定額補助
	g) ハード整備の着手促進	調査・調整費の50/100（大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100）
	h) 安全対策推進計画策定	調査・調整費の50/100（大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100）
	(d) 監視・管理体制の強化	定額補助
	(e) 緊急的な防災対策	定額補助
	(f) 安全施設の整備	工事費の50/100（大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100）
	1 ため池洪水調節機能強化事業	
	(a) 洪水調節機能の付与・増進	
	大規模	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	(b) 低水位管理に必要な整備	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	(c) 洪水調節容量の活用に必要な整備	

事業	事業細目	補助率
	大規模	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）
	小規模	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）
	(d) 実施計画策定	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額）
	m 湛水被害総合対策事業	
	(a) 農業生産基盤整備事業等	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
	(b) 高付加価値農業施設移転等	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
(イ) 災害管理施設等整備	(c) 実施計画策定等	
	a) 湛水被害総合対策計画策定	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額）
	b) 実施計画策定	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額）
	a 農業用施設等災害管理対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
	b 農村防災施設整備事業	工事費の50/100（沖縄県にあっては2/3）
	中山間地域で行うもの	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100）
	甚大な被害発生地域で行うもの	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、

事業	事業細目	補助率
	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。） 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）	奄美群島にあっては70/100、沖縄県本島にあっては2/3、沖縄県の中山間地域にあっては75/100) 2/3（中山間地域で行うもののうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うもののうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。） 2/3（中山間地域で行うもののうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うもののうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。）

	実施計画策定等	実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	c 農業水利施設危機管理対策事業	調査・調整費及び工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100。）
ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	a ため池緊急防災環境整備事業 (a) 監視・管理体制の強化 (b) 緊急的な防災対策	定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。） 定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。）

事業	事業細目	補助率
	(c) 地域防災上のリスク除去 (d) ハード整備の着手促進 (e) 実施計画策定	定額補助 調査・調整費の50/100（中山間地域にあっては55/100） 調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助）
(イ) ため池群管理体制整備事業	a ため池群管理体制整備事業	調査・調整費及び工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
(9) 福島農業基盤復旧再生計画調査		定額補助

（備考1）上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号）第2第1項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特定市町村に該当する市町村であって、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村（当該地域を含む市町村を含む。）及び同項アに規定する特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う事業にあっては、令和3年度から令和8年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては

55%、令和 5 年度にあつては54%、令和 6 年度にあつては53%、令和 7 年度にあつては52%、令和 8 年度にあつては51%とする。

(備考 2) 上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災減災事業実施要領第 2 第 1 項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特別特定市町村に該当する市町村であつて、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村（当該地域を含む市町村を含む。）以外の市町村において行う事業にあつては、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては55%、令和 4 年度にあつては55%、令和 5 年度にあつては55%、令和 6 年度にあつては54%、令和 7 年度にあつては53%、令和 8 年度にあつては52%、令和 9 年度にあつては51%とする。

年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

年度において、下記のとおり〇〇事業を実施したいので、農地防災事業等補助金
交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事 業 の 目 的
- 2 収 支 予 算 書 （別紙第1のとおり）
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 （別紙第2のとおり）
- 4 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日
- 5 添 付 書 類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

- （注）1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成
すること。
- 2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。
- 3 添付資料について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な
場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略でき
る。